平成２９年（フ）第５１７号
岡山市北区今保970番地３
債務者　竹本　郁子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２７号
岡山市北区清輝橋３丁目８番13号　朝日プラザ岡山サウスフロント219号
債務者　萩原　和彦
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７３１号
東京都江戸川区春江町３丁目31―２
債務者　福田　清誠
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３００号
東京都世田谷区上北沢１丁目32―３―804、前住所東京都世田谷区桜上水５丁目３―８―304
債務者　荒野智恵子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３１４号
東京都中央区日本橋浜町２丁目57―１―407、前住所東京都足立区関原１丁目４―29
債務者　嶋崎　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３３１号
東京都杉並区和泉４丁目48―15―201、前住所東京都練馬区中村南２丁目７―11―301
債務者　佐藤　紫衣
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６号
石川県七尾市本府中町ル部14番地１　北陸電力七尾寮　管理人室、従前の住所石川県河北郡津幡町字津幡ニ576番地１　リバーサイド21　102号　白川方
債務者　堀越伊三雄
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後２時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第５１８２号
大阪市東成区大今里西３丁目２番10―909号
債務者　横尾　純子（旧姓小越）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２３６号
大阪市東淀川区大道南３丁目８番12号　エクセルハイツⅡ　103号
債務者　田中由貴子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１７号
大阪市東成区玉津３丁目14番21号、前住所大阪府東大阪市下六万寺町３丁目７番３号
債務者　日阪未奈子（旧姓中垣内）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３３５号
大阪市城東区成育４丁目４番23号
債務者　萩　　雅人
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５８号
大阪市城東区成育２丁目２番８号　ヴィラレスト　202
債務者　岩本　理沙
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５６５号
大阪市平野区平野南３丁目３番14号　501、前住所大阪市平野区加美鞍作１丁目11番22―2602号
債務者　髙橋　朋美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９号
島根県出雲市渡橋町352番地１アーバン正友Ⅰ―203、申立前の住所島根県出雲市稲岡町352番地５サンハイツ稲岡Ａ―101
債務者　片寄　慎也
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
松江地方裁判所出雲支部